

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(都教委の働き方改革の「計画」特集号) 2025年12月8日 NO.763

都教委は働き方改革の「計画」を「実行プログラム」（2024年3月）で位置づける

文部科学省は、改正給特法の政令・省令の改正を全国の教育委員会に通知しています。新指針に「業務の3分類」を明記し、教育委員会に策定を義務づけた「業務量管理・健康確保措置実施計画」のひな型を示しています。

都教委は、策定を義務づけられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」について、2024年3月に公表した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を当てるなどを決定しました。「実施計画」では、業務内容の見直しや時間外勤務の削減目標などを示し。首長も参加する総合教育会議で報告することや、2029年度まで教員の時間外在校時間を平均30時間に削減することなどが求められています。

都教委の「実行プログラム」では、教員の時間外在校等時間を1か月当たり45時間超の教員の割合を2026年度に0%とすることなどを目標としています（2023年10月現在で小学校38.2%、中学校49.9%など）。

「学校・教師が担う業務に係る3分類」（中教審答申・文科省の通知）の位置付けは？

2019年の中教審答申で始めて示された指針の「3分類（14項目）」は、本年9月26日に通知された新指針の「3分類（19項目）」では項目が増加しています。教員の担っている業務については軽減がなされていると言えますが、事務職員については「積極的に参画」「中心に実施」「協働を促進」などと、かえって業務が増加していることは問題です。事務職員のすべてがパソコンに精通しているわけでもありません。都教委の「実行プログラム」にも、この「3分類」は載っているので、そのまま事務職員の業務を増やすと考えているとしたら、問題です。

「学校における働き方改革」は教員だけではなく事務職員にも 過重負担にはごめんです

学校と教師の業務の3分類から

【学校以外が担うべき業務】

3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

6. 調査・統計等への回答
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

17. 学校行事の準備・運営
18. 進路指導の準備

学校徴収金の無償化・公会計化、外部委託という「新たな情勢」にどう対応するのか？

定数配置が1校1・2名では、どこの学校でも同じに職務の範囲を決めるることは困難です。「事務職員の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮」（文部科学省）されることが求められます。新規採用者や局間交流での転入者等については、特に配慮が必要です。

学校徴収金は、「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。無償化・公会計化が進んでいます。外部委託（アウトソーシング）も進められています。契約（発注）や報告（地教委や民間会社への）などの業務は、学校に残ると推測されます。

無償化＝違法ではなくなったと考えます。問題として残るのは、過重負担となるかどうかです。

職務の総務事務から財務事務への重点の移行（特に多摩地区で）も進めるべきです。

事務職員の労働条件 定数改善や事務の効率化 業務は1日7時間45分、1週38時間45分で終わらせることが原則必要

「現在の職務分担でも、手一杯である」や「恒常に超過勤務をするようになる」などの場合には、業務の拡大は避けるべきです。あくまでも、1日7時間45分、1週38時間45分の勤務時間内でできることをやるべきです。

恒常に超過勤務をするような場合は、定数増を求めていく必要があります。勤務時間は1日7時間45分、1週38時間45分。36協定を結んだ場合には例外として超過勤務することが可能となることが原則で、超過勤務はあくまでも例外的なもので、勤務時間内で業務を終わらせることが、原則です。

給食費に関する3党協議 完全無償化ではなく、国費による一部負担にとどまるのか？

2026年度から開始予定の公立小学校の給食費無償化、国による全額負担に慎重な意見が出ているといいます。国による完全無償化ではなく、自治体にも一部負担を求める方向で議論されているという。「公費による保護者負担の軽減」にとどまるのか注目です。

全国市長会や指定都市市長会が政府・与党に「緊急意見」「緊急要請」を提出する

「仮に、都市自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出するできない自治体が生じることが想定され、大きな混乱が生じることは必至である。」

「学校給食の無償化は、義務教育の係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において、必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう、強く求める」（全国市長会）